

「岐阜市統計書」コンテンツの利用に係る 「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」

公共データ利用規約（第 1.0 版）（以下、「PDL1.0」という。）における記載例部分について、個別の規定は以下のとおりです。

1) 出典の記載について

- ア 岐阜市統計書のコンテンツ（以下、「本コンテンツ」という。あわせて、岐阜市統計書における、PDL1.0 に示す「本コンテンツ」のことをいう。）を利用する際は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下の例を参考にしてください。

(出典記載例)

出典：2. 人口（令和 6 年版岐阜市統計書）（当該ページの URL）、PDL1.0（規約原文ページの URL）

出典：3. 国勢調査（令和 6 年版岐阜市統計書）（当該ページの URL）、PDL1.0（規約原文ページの URL）（○年○月○日に利用） など

- イ 本コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。記載方法は以下の例を参考にしてください。なお、編集・加工した情報を、あたかも岐阜市が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(本コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

2. 人口（令和 6 年版岐阜市統計書）（当該ページの URL）を加工して作成

2. 人口（令和 6 年版岐阜市統計書）（当該ページの URL）をもとに〇〇株式会社作成
など

2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

本コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。**商用利用の可否を含め**、利用する場合は利用者の責任において確認してください。

3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

本コンテンツの一部には、法令による制約がある場合があります。該当する場合は詳細について各法令を確認してください。